

北海道農政事務所発注者綱紀保持委員会（第2回）議事概要

日 時 平成21年3月27日（金） 10:00～11:00

場 所 北海道農政事務所4階会議室

出席者 総務管理官、庶務課長、人事課長、経理課長、会計室長、
農政推進課課長、消費・安全部消費生活課農政業務管理官、
食糧部消費流通課長、統計部統計調整課長

概 要

1. 発注者綱紀保持責任者あいさつ
2. 北海道農政事務所における発注者綱紀保持対策の実施状況について説明（資料1）
3. 平成21年度北海道農政事務所発注者綱紀保持研修実施方針及び実施計画について説明（資料2）

研修は、平成21年度中に2回実施するものとする。

4. 発注者綱紀保持対策についての事業者への周知について説明（資料3）

5. 次回の開催予定について説明

（次回委員会は、平成21年11月に開催する予定、事案が発生すれば随時開催）

発注者綱紀保持対策の実施状況について（20年度）

実施年月日	実施事項等
平成20年 5月13日 ～14日	本省において、平成20年度農林水産省発注者綱紀保持研修の開催
平成20年 5月29日	平成20年度第1回北海道農政事務所発注者綱紀保持研修開催 (北海道漁業調整事務所との共催) 「公正入札における関係法令遵守について」 「コンプライアンスの必要性と実行対策について」
平成20年 6月26日	農林水産省発注者綱紀保持マニュアルの改訂(20経第623号)
平成20年 7月 4日	「発注者綱紀保持マニュアル(改訂版)」北海道農政事務所掲示板への掲載及び周知
平成20年 8月21日	所内各課配置変更に併せた綱紀保持対応執務室への改造対応の連絡
平成20年10月11・ 12日	本所内の各課再配置の実施
平成20年11月11日 ～12日	本省において、平成20年度第2回農林水産省発注者綱紀保持研修の開催
平成20年11月26日	平成20年度第1回北海道農政事務所発注者綱紀保持委員会開催
平成20年12月12日	平成20年度第2回北海道農政事務所発注者綱紀保持研修開催 (北海道漁業調整事務所との共催) 「発注事務管理監督者から見た綱紀保持対策」 「事例研究を中心とした綱紀保持マニュアルの解説」

※平成21年2月末までに不当な働きかけに関する相談及び不当な働きかけを受けたという報告はない。

平成21年3月27日

平成21年度北海道農政事務所発注者綱紀保持研修実施方針及び実施計画

北海道農政事務所における発注者綱紀保持のための研修については、以下の考え方に基づき研修を実施する。

1. 研修の目的

平成19年7月31日に制定された「農林水産省発注者綱紀保持規程」(農林水産省訓令第22号)に基づき、北海道農政事務所において発注事務を担当する職員に対し、発注事務の適切な実施に関する理解を深め、関係法令の遵守及び綱紀の厳正な保持を図ることを目的とする。

2. 研修実施時期、日程

平成21年度中に2回実施するものとし、第1回目は平成21年5～6月、第2回目は11～12月に実施し、具体的な日程については別途調整する。

3. 研修項目・内容等

研修の目的に添って発注事務の適切な実施に寄与する内容とすることを基本とし、具体的な日程に合わせて、別途調整するものとする。

4. 参加対象者

- (1) 北海道農政事務所の発注事務に関わる職員
- (2) 北海道漁業調整事務所との共催を予定

[事業者の皆様へ]

平成21年3月27日
北海道農政事務所

農林水産省における発注者綱紀保持対策について

- 1 農林水産省では、談合問題の発生に鑑み、発注事務の適正性及び透明性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を強化することを目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程を制定しています。
- 2 この規程に基づいて、農林水産省では、当省発注事務に関し事業者の皆様に対して応接場所の制限を行うとともに、原則として複数の職員で対応することとし、また、「不当な働きかけ」について公表するなど以下の取組を実施しています。

事業者の皆様におかれましては、農林水産省における発注者綱紀保持のための取組の趣旨をご理解の上、適切な対応をよろしくお願いいたします。

発注者綱紀保持規程による主な取組

- (1) 事業者の皆様との応接方法について
 - ① 執務室への自由な出入りを制限し、受付カウンターや応接スペース等で対応します。
 - ② 複数の職員により対応します。
- (2) 不当な働きかけの記録・公表について
次のような不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容を記録し、北海道農政事務所の発注者綱紀保持委員会に報告し、公表の検討を行います。

- ① 有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- ② 指名競争入札において指名又は指名しないことの依頼
- ③ 受注すること又は受注させないことの依頼
- ④ 公表前の設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- ⑤ 公表前の総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- ⑥ 公表前の発注予定に関する情報聴取
- ⑦ 公表前の入札参加者に関する情報聴取
- ⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取